

公共工事における グリーン購入法への取り組み

国土交通省大臣官房技術調査課建設コスト管理企画室

みつき ひろたか
課長補佐 三ツ木 浩剛

1

はじめに

地球温暖化問題や廃棄物問題をはじめ、今日の我が国が抱える環境問題は、その原因が大量生産、大量廃棄を前提とした社会構造に根ざしており、その解決には、我が国社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが重要となっています。このような状況の中、われわれの生活や経済活動を支える物品等についても、環境負荷の低減に資する環境物品等への需要の転換を促進していくことが必要です。

そのためには、国等の公的部門が自ら率先して環境物品等の調達を推進し、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要となります。

こうした背景のもと、「国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という）」が平成12年5月31日に公布され、平成13年1月より施行されました。

グリーン購入法では、文具類等の他に、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有する等の理由から、公共工事についても対象となっています。本稿では、公共工事におけるグリーン購入法への取り組みについて紹介します。

2

グリーン購入法について

グリーン購入法は、国等の公的機関による環境物品等の調達を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としています。その概要は次のとおりです。

- ① 「環境物品等」を再生資源その他の環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品、役務と定義。
- ② 国、地方公共団体、事業者・国民等の責務として、環境物品等への需要の転換を促進するための措置を講ずるよう努めること等を規定。
- ③ 国は、各機関が調達を推進する際の基本的事項を定めた「国等における環境物品等の調達を推進するための基本方針（以下、「基本方針」という）」を策定。
- ④ 各省庁の長等は、「基本方針」に即して、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という）」を作成・公表し、その実績を公表。
- ⑤ 地方公共団体は、努力義務として「調達方針」の策定に努め、作成したときは、それに基づき調達を推進。

「調達方針」に基づき、各機関は環境物品等の調達を推進することとされており、具体的には、

「基本方針」で規定される「特定調達品目」およびその「判断の基準」に基づき調達を実施します。ここで、「特定調達品目」とは、国等が重点的に調達を推進すべき「環境物品等」の種類のことであり、「特定調達品目」ごとにその「判断の基準」を満たす物品等を「特定調達物品等」とし、各機関はその調達を推進することになります。



公共工事に関する特定調達品目の選定

特定調達品目のうち公共工事に係る品目は、法律施行当初の平成13年度に「高炉セメント」「再生骨材等」の11品目でスタートし、以降、平成14年度に17品目、平成15年度に13品目がそれぞれ追加され、現在、表 1 に示す合計41品目が選定されています。

これらの品目を、環境負荷低減効果を発揮する場面に応じて、「資材」「建設機械」「工法」「目的物」の四つに分類しています。平成15年度における特定調達品目の内訳は、それぞれ31品目、2品目、5品目、3品目となっています。

「資材」と「建設機械」

表 1 平成15年度特定調達品目（公共工事）

分類	品目名	
	(品目分類)	(品目名)
資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土 土工用水砕スラグ
	コンクリート塊，アスファルト・ コンクリート塊	再生加熱アスファルト混合物
	リサイクル資材	再生骨材等
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材 フェロニッケルスラグ骨材 銅スラグ骨材
	アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材
	小径丸太材	間伐材
	混合セメント	高炉セメント フライアッシュセメント
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
	塗料	下塗用塗料（重防食） 低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料
	園芸資材	パークたい肥 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水 汚泥コンポスト）
	道路照明	環境配慮型道路照明
	タイル	陶磁器質タイル
	建具	断熱サッシ・ドア
	再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント版
	断熱材	断熱材
	照明機器	照明制御システム
	空調用機器	吸収冷温水機 水蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空調和機
	配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管
	衛生器具	自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器
建設機械	排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械	
工法	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	舗装（表層）	路上表層再生工法
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑 化工法
目的物	高機能舗装	排水性舗装 透水性舗装
	屋上緑化	屋上緑化
1	印は平成14年度の追加品目	
2	印は平成15年度の追加品目	

は、工事への投入物（インプット）として環境負荷低減効果が認められる品目であり、「工法」は、施工段階（プロセス）において環境負荷低減効果が認められる品目、そして「目的物」は、維持管理段階（アウトプット）で環境負荷低減効果が認められる品目です。その概念を表 2 に示します。

特定調達品目およびその判断基準については、物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて毎年度、見直しを行っており、特定調達品目の追加、見直し等を行う際の検討の参考とするため、特定調達品目に関する提案の募集を行っています。

いただいた提案は、「基本方針」に定める基本的考え方に基づき、環境面に加え、普及状況、品質確保、コスト面等についても検討を行います。

公共工事に関する特定調達品目の選定の基本的な考え方として、グリーン購入法が国等が調達する物品について、より環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的としていることから、①国および独立行政法人等による調達がない、または、きわめて少ないもの、②すでに十分普及しているもの、については検討の対象外としています。

また、品目の具体的な検討に当たっては、公共工事の特性を踏まえ、以下の観点から実施しています。

- ① 環境負荷低減効果が客観的に認められるもの
- ② 普及の促進が見込まれるもの

- ③ 品質確保（安全性、耐久性等）が確実なもの
- ④ コストが適正と判断されるもの

以上の検討を踏まえ、特定調達品目の候補を選定します。公共工事の品目選定フローを表 3 に示します。

また、特定調達品目に選定されなかったが、公共工事の使用実績が十分でないもの等、その品目に対する検証ができなかったものは、特定調達品目候補群（ロングリスト）として、次年度以降、引き続き検討するものとして取り扱うこととしています。

今年度においても、平成16年度の特定調達品目およびその判断の基準を定めるにあたり、平成15年5月末より、特定調達品目に関する提案の募集を実施し、234の提案をいただきました。そのうち新規の提案は84であり、残る150については、ロングリストに掲載されている品目に関して、追加の資料提出をいただいたものです。

いただいた提案について、先に示した公共工事の品目選定フローに基づき審査を行い、平成16年度の公共工事における特定調達品目の候補として、新たに「地盤改良用製鋼スラグ」等の12品目（資材11品目、工法1品目）を追加し、また、「断熱材」等の5品目に関する判断の基準を見直すこととしました。特定調達品目候補一覧を表 4 に示します。

これらの特定調達品目候補に対するパブリックコメントを昨年12月末から実施しました。そこでいただいたご意見を踏まえたうえで、その後、平

表 2 環境負荷低減効果の発揮される場面

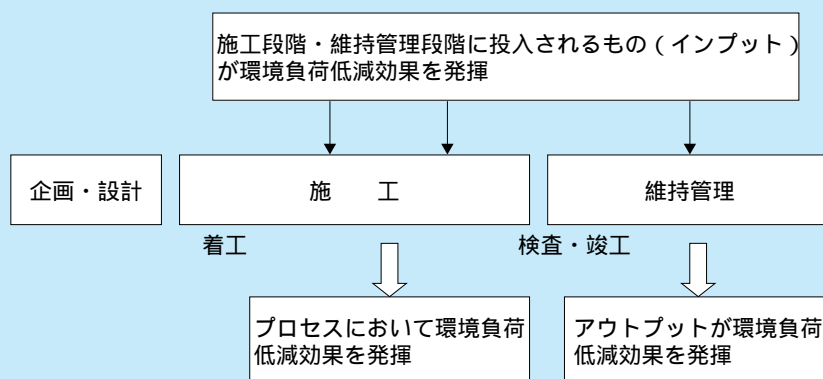


表 3 公共工事に係る品目検討フロー

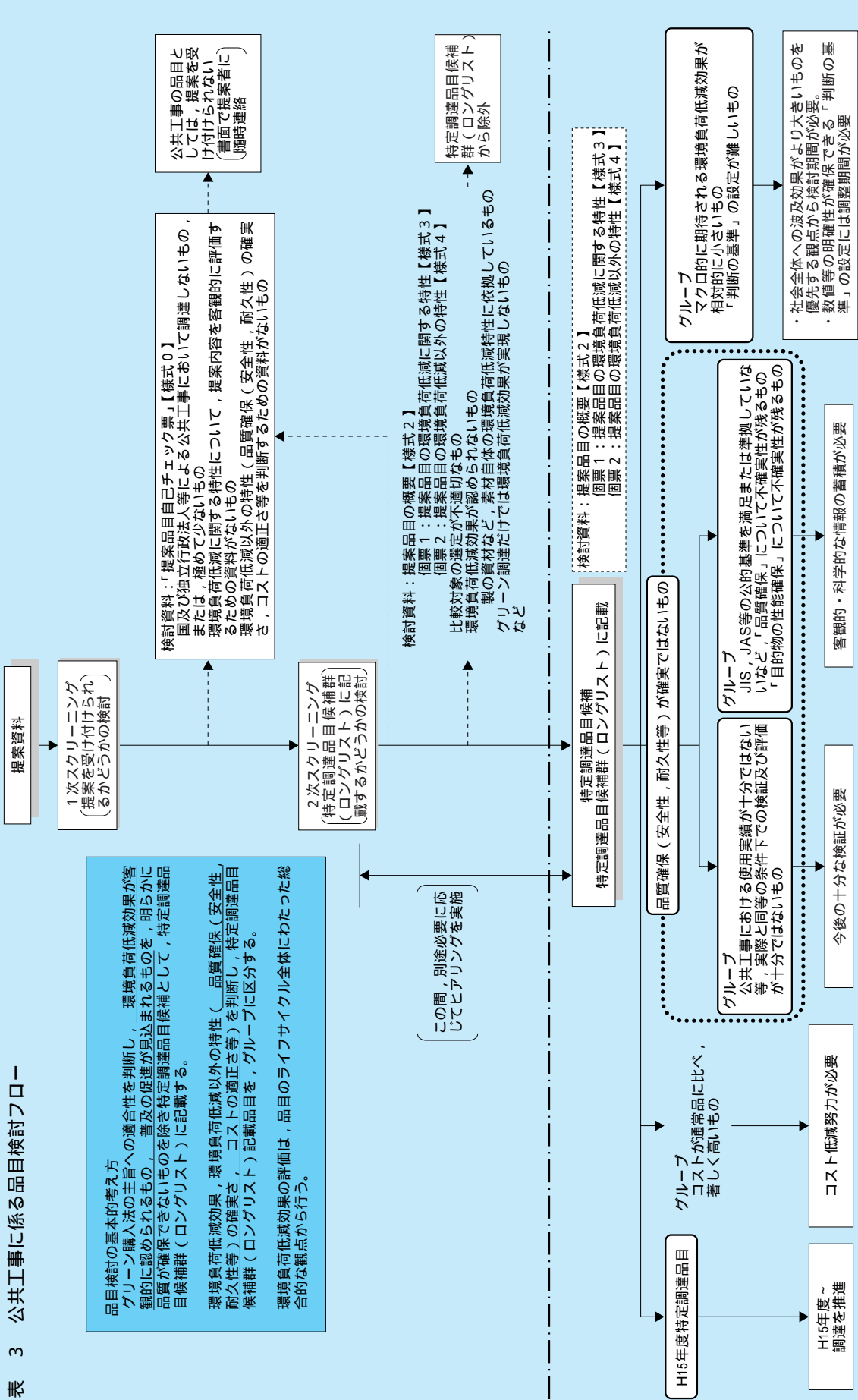


表 4 平成16年度 特定調達品目候補（公共工事）

新規追加候補		
分類	品目名	
	（品目分類）	（品目名）
資材	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ
	セメント	エコセメント
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
	土木用シート	再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）
	衛生器具	水洗式大便器
	製材等	製材 集成材 合板 単板積層材
	変圧器	変圧器
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法

成16年度の特定調達品目およびその判断の基準が閣議決定される予定です。



4 環境物品等の調達の推進について

公共工事におけるグリーン購入法への取り組みについては、通常の物品とは異なる公共工事の特性を十分踏まえた対応が必要です。「基本方針」でも触れられているように、公共工事の目的となる工作物（建築物を含む）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが重要です。事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特段の留意が必要なこと、そしてそのコストについては、予算の適正な執行の観点から、その縮減に鋭意取り組んでいることにも留意する必要があります。

また、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材もあることなどの事情にも留意する必要があります。

国土交通省では、以上を踏まえ、各特定調達品目の適用個所や留意事項を明記し、これらの資材等を使用する公共工事の調達を積極的に推進するよう「調達方針」で定めています。そして、その「調達方針」に基づき、「特定調達物品等」の調達を積極的に推進してきたところであり、平成15年8月には、平成14年度における環境物品等の調達の実績を公表しました。表5に調達実績を示します。平成14年度の公共工事に関する特定調達品目の28品目については、そのほとんどにおいて積極的な調達がなされ、中でも平成13年度からの特定調達品目である11品目については、一部を除いて、前年度を上回る調達がなされました。今後も、特定調達物品等の積極的な調達について、より一層推進する必要があります。

我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進し、環境負荷の少ない持続的発展の可能な社会を実現するためには、国土交通省をはじめとする国等の機関のみならず、地方自治体や事業者・国民に至る各主体がグリーン購入法への取り組みを推進していくことが重要です。

表 5 国土交通省・平成14年度特定調達品目実績集計表（公共工事）

No.	分類	品目名		単位	数量			適用品目 数量割合 ①/③	備考
		(品目分類)	(品目名)		適用品目 ①	類似品目 ②	合計③ (=①+②)		
1	資材	土砂	建設汚泥から再生した処理土	m ³	318,694	7,487,022	7,805,717	4.1%	1
2		コンクリート塊, アスファルト・コンクリート塊, リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	t	3,661,164	1,922,219	5,588,820	65.6%	2
3		アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	t	5,437				
4		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	m ³	22,094				
5			フェロニッケルスラグ骨材	m ³	50	465,834	505,098	7.8%	2
6			銅スラグ骨材	m ³	17,120				
7		コンクリート塊, アスファルト・コンクリート塊, リサイクル資材	再生骨材等	m ³	5,685,208	1,991,042	7,695,004	74.1%	2
8		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	m ³	18,754				
9		小径丸太材	間伐材	m ³	23,860		23,860		3
10		混合セメント	高炉セメント	t	693,118	99,394	794,951	87.5%	2
11			フライアッシュセメント	t	2,439				
10 1			生コンクリート（高炉）	m ³	5,476,481	651,005	6,128,154	89.4%	2
11 1			生コンクリート（フライアッシュ）	m ³	668				
12		コンクリート及びコンクリート2次製品	透水性コンクリート	m ³	120,488		120,488		1 3 4
			透水性コンクリート（2次製品）	個	829,979		829,979		1 3 4
13		塗料	下塗用塗料（重防食）	kg	68,926	47,750	116,676	59.1%	
14		園芸資材	パークたい肥	kg	2,623,331	601,653	3,645,294	83.5%	2
15			下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料	kg	420,310				
16		道路照明	環境配慮型道路照明	個	24,518	3,668	28,186	87.0%	
17		タイル	陶磁器質タイル	m ²	30,513	20,192	50,705	60.2%	
18		建具	断熱サッシ・ドア	工事数	124		124		3
19		再生木質ボード	パーティクルボード	m ²	317	318	635	50.0%	
20			繊維板	m ²	253	34	287	88.1%	
21			木質系セメント板	m ²	3,681	2,808	6,489	56.7%	
22		断熱材	断熱材	工事数	880		880		3
23		照明機器	照明制御システム	工事数	74	33	107	69.2%	
24		空調用機器	吸収冷温水機	台	73	18	91	80.2%	
25		衛生器具	自動水栓	工事数	212	19	231	91.8%	
26	自動洗浄装置及びその組み込み小便器		工事数	185	11	196	94.4%		
27	建設機械	排出ガス対策型建設機械	機種	75,838	5,501	81,339	93.2%		
			工事数	980	10	990	99.0%	5	
28	建設機械	低騒音型建設機械	機種	48,937	2,429	51,366	95.3%		
			工事数	956	5	961	99.5%	5	

- 注) 公共工事で使用する資材や建設機械については、事業毎の特性、必要とされる強度や特性、機能の確保、コスト等に留意する必要があること。事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること。調達可能な地域や数量が限られている資材等があること。等の事情があるため、使用可能な範囲において調達が行われている。
- 品目名については、平成14年度基本方針に基づく名称としている。
 - 類似品目が共通しているものは、該当する適用品目全体の数量割合を算出している。
 - 間伐材、透水性コンクリート、透水性コンクリート2次製品、断熱サッシ・ドア、断熱材の適用品目数量割合は、類似品目の特定が困難なため算出していない。
 - 基本方針に定める品目名「透水性コンクリート」は、透水性コンクリートと透水性コンクリート2次製品に分けて計上している。
 - 営繕事業の建設機械の集計にあたっては、適用品目数量を工事数で計上している。